

国 不 建 推 第 5 2 号
令 和 6 年 9 月 2 7 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁において、長期手形が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、手形期間が60日を超える手形を下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、令和6年11月1日以降に交付される手形から指導の対象にするとされたこと、また、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されたことなどから、別添のとおりガイドラインの所要の改定を行ったので、通知します。

貴団体におかれましては、本ガイドラインの改定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

別添1: 建設業法令遵守ガイドライン（第10版）

別添2: 建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表

※別添1及び2は下線をクリックしてご覧ください。

